

◎佐賀県条例第38号

佐賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例の一部を改正する条例

佐賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例（平成29年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>佐賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例</u> (設置) 第1条 第78回国民体育大会及び第23回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営に資するため、<u>佐賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p><u>佐賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例</u> (設置) 第1条 第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営に資するため、<u>佐賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。